〇総務省令第五十七号

電 波法 (昭和二十五 年法律第百三十一号)第三十八条の二第一項の規定に基づき、 特定無線設備 \mathcal{O} 技術 基

準適 合証 明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣 原口 一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備 の技術が 基準 適合証明等に関する規則 (昭 和五十六年郵政省令第三十七号) の一部を次のよう

に改正する。

第二条第一項第十一号の八中 「毎秒一・二二八八メガチップの もの」 の下に「(次号に掲げるものを除

。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十一の八の二 設備規 則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局

携帯無線通信 の中に 継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であつて、 拡散符号速度が毎秒

・二二八八メガチップのもののうち、二又は三の搬送波を同時に送信するもの

第二条第一項第十一号の 十九 中 陸 上 移 動 高 \mathcal{O} 下 に (携 帯 無線 通 信 \mathcal{O} 中 継 を行うものを除く。)」を

自然数倍に一、〇七〇マイクロ 一秒を加え えた値」 を 「九 一 • 兀 兀 7 1 ク 口 秒、 九六三・五二マイクロ 秒、

匹

六マ

1

クロ

秒

 \mathcal{O}

自

· 然数:

《倍又は

九 一 一

四六マ

イク

口

秒の

加え、

同

項第五十号及び第五十二号中「九

一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍

 \mathcal{O}

値

に改

いめる。

備設線無の八の号一十第項一第条二第

備設線無の八の号一十第項一第条二第 線無の二の八の号一十第項一第条二第

設線無の十二の号一十第項一第条二第

設線無の十二の号一十第項一第条二第

	15注〇	0	0	0	0	
	15 注 〇	0	\circ	0	\circ	
	15 注 〇	\circ	\circ	\circ	0	備設
		\circ	\circ	\circ	\circ	備
		0				備

別表第一号一(3)アの表中

	\circ	\circ	\circ	\bigcirc		
					を	
	\circ	\circ	\bigcirc	\circ		
	\circ	\circ	0	\circ		
					に、	
	\circ		16注〇	\bigcirc		
					を	
			16注〇	17注〇		

に改め、同表注17中「第四十九条の六の

_									
	_								
									
,									

六第四項に規定する無線設備」 の下に「、第四十九条の六の九第三項に規定する無線設備」 を加える。

の8の2に掲げる無線設備 の8に掲げる無線設備 様式第七号注4の表中 第2条第1項第11号の8に掲げる無線設備 XN $\prod X$ に改める。 X を 徭2 第2条第1項第11号 条第1項第11号

この省令は、公布の日から施行する。

附

則